査読者	ページ	コメント	執筆者による対応	
查読者D、 查読者B、 查読者E、 查読者A	2	中国、ロシア、北朝鮮を権威主義国家という言葉でグルーピングすること の不自然さ	情報支配国家という独自の概念を作り、全体を書き換えた。定義は1章4節2項で行った。	
查読者C	12	「情報社会の変容を招く」という言葉の意図が不明瞭	段落毎、書き直した	
查読者A	15-16	高坂が価値の体系、力の体系と言ったとき、併せて利益の体系を提示していたのであり、この博論における利益の体系をどう位置づけるか	p14-15にかけて、サイバー空間における力の体系、利益の体系、価値の体系を説明した上で、本論文は価値の体系に着目するものと明記した。	
查読者A	全体	グローバリゼーション、民主主義、国家主権はトリレンマなのだろうか?3つの価値観が鼎立する世界はありえないといいきれるのか?	3つが鼎立するのは不可能であることをp51に追記	
查読者A	全体	それぞれのアクターは共存可能なのか?たとえば中国は国家主権を最重要視するがグローバリゼーションも求める。アクターと価値は一対一で紐付いているのか?	中国が部分的に民主主義を求める分野もある。各アクターは米国なら民主主義を、中国なら国家主権を、グーグルならグローバリゼーションを最優先する。	
查読者A	23	5章「合意」と6章「CSIRT」が浮いて見える。二部構成にするか、リサーチクエスチョンを書き換えて、RQの論証に5章と6章が必要となるように修正すべき。	p23のリサーチクエスチョンを修正し、サブRQに答えるために、5章と6章が不可欠という記述を追加した。	
查読者A	23	RQは大きな問いと複数のサブクエスチョンという構造が望ましい。各サブクエスチョンが各章の記述にマッチするようにする。	p23のリサーチクエスチョンを修正し、サブRQに答えるために、5章と6章が不可欠という記述を追加した。p28でサブRQと各章のマッチングが分かりやすくなるよう修正を加えた。	
查読者A	62	記述のボリュームは内容の重要度を表すと、読者は考える。その観点から 中国よりも北朝鮮の記述が多いというのは妙	中国に関しての記述追加した(p61-63)。	
查読者A	25	2章2節2項の用語の定義は第1章にあるべきではないか	1章に移した	
查読者A	119	サイバーセキュリティ戦略の話は「小宮山・土屋(2018)の改変」とあるが、どの程度の改変か?	共著の土屋先生は問題ないと認識	
查読者C	17	インターネットガバナンスは、「インターネット資源管理」、「標準の策定」、「サイバーセキュリティガバナンス」、「相互接続に関する合意形成」、「情報仲介の政策的役割」、「システム化された知的財産保護」という表現がわかりにくい	表現を修正した	
查読者C	50、211	「チュニスアジェンダを庇護してきた立場の者」の含意はなにか	チュニスアジェンダの要旨を注43に追記。参考文献をp211に追加	
査読者C	59	サイバーリバタリアニズムとサイバーリベラリズムとは違いがあるのか?	筆者は違いに無自覚だった。読者の混乱をさけるため、リバタリアン・リバタリアニズムという表現を削除した。	
查読者B	74	「ロシアは米国を批判しても、米国のプライベートテックカンパニーを批判していない」は事実か。元に2019年9月にロシア政府機関がTwitterとFacebookを名指しで批判している	「批判したことはない」を「正面から批判することを避ける」に変更。脚注62に指摘 頂いた件を追記。	
查読者C	101	アトリビューションという言葉が唐突に用いられる	アトリビューションについて詳説した付録の参照を促す脚注を追加	
查読者E	50,121	例えばタリンマニュアルなどを本論の中で如何に位置づけているか	サイバー空間における行動を規定する国際法は複数存在し(国際人権法、国際電気通信法、国際人道法)、タリンマニュアルだけを特筆する必要は必ずしもない。そのことを説明する段落をp121に追加したまたサイバー空間の国際法の適用自体に依然として不明な要素が多いことをp50、脚注42で追記した。	
查読者B	207,215	(プーチンの発言を引用するためにつかった)スプートニクはロシアの影響 工作のエージェントと考えられ、文献として引用するのに適切でない	スプートニクではなく、大統領府のWebページを引用した。	
查読者D	全体	サイバーパワーの説得力に課題	p14-16に渡って、サイバーパワーとはより多くのデータにアクセスする力であると主張した。	

査読者	ページ	コメント	執筆者による対応	
査読者F	51	3つのシナリオにおける勝者は、なぜ、何をもって勝者と言えるのか。サイバーパワー(より多くの情報へのアクセス)を得るということか。 ①グローバル・ガバナンス(国家主権を捨てたサイバー空間) 一時的勝者→我々一般市民、長期的勝者→グローバルテックカンパニー ②黄金の拘束服(民主主義を捨てたサイバー空間) 勝者→情報支配国家及びグローバルテックカンパニー ③ブレトンウッズの妥協(グローバリゼーションを捨てたサイバー空間) 勝者→民主主義国家	①の場合「勝者は、民主主義国家とグローバルテックカンパニー」 ③の場合「勝者は、再び意思決定の中枢を握る民主主義国家と情報支配国家」と修正	
查読者F	51	サイバー空間のトリレンマ(民主主義の実現を図る民主主義国家、国家主権の確立を図る情報支配国家、グローバリゼーションを推進するグローバルテックカンパニー)をシンプルに考えると、②黄金の拘束服(民主主義を捨てたサイバー空間)では、情報支配国家及びグローバルテックカンパニーが勝者であるのに対し、①グローバル・ガバナンス(国家主権を捨てたサイバー空間)では、なぜ民主主義国家は勝者ではないのか。また、③ブレトンウッズの妥協(グローバリゼーションを捨てたサイバー空間)では、なぜ情報支配国家は勝者ではないのか。	①の場合「勝者は、民主主義国家とグローバルテックカンパニー」 ③の場合「勝者は、再び意思決定の中枢を握る民主主義国家と情報支配国家」と修正	
查読者F	59	サイバー空間において、「民主主義国家の立場が悪くなっているとするならば、相対的に情報支配国家が力を得ているのか」という疑問に対する答えは何か。	中国以外の情報支配国家は力を得ていない。つまり民主主義国家、情報支配国家共にその立場を弱めていて、グローバルテックカンパニーが力を得ていると主張したい。その点をp94(最終段落)に追記した。	
查読者F	93	情報支配国家はそもそも3つの目標を追求していない(中国は民主主義を捨て、ロシアはグローバリゼーションを捨て、北朝鮮は民主主義もグローバリゼーションも捨てている)ので、トリレンマ問題に直面しておらず、民主主義国家よりも優位にあると言いたいのか。	ご指摘の通り。このようにわかりやすい表現でかけなかったのは力不足。拝借して、p93で使用させていただいた。	
查読者F	94	中国でもロシアでも「安全なインターネット」が望まれているという議論は何が言いたいのか。情報支配国家は「安全なインターネット」の追求を重視しており、それは正当なこと(トリレンマの3つの価値とは別の重要な価値)だということが言いたいのか。	主張したかったのは「身体の安全、家族の安全、民族の安全、宗教の安全は言論の自由と同等に重要である。そしてそれらの安全を保障するために、主権国家という装置は今も必要である。サイバー空間に国家主権を求める声は強まっている。」という点。その旨をp94に追記した。	
查読者F	120-121	グローバルテックカンパニーについての下記の2つの記述は矛盾するのではないか。前者では、二者択一としながら、後者では、両方を支える可能性ありとしている。	②の記述を「民主主義国家、情報支配国家のいずれかを支えると予想」と修正	
查読者F	122	「グローバルなサイバー空間、民主主義、国家主権の3つは共存しない」という点を現実世界の3アクターの行動を統合して検証するとしているところ、合意の主体の峻別、合意の内容(キーエレメント)については論じているが、3つは共存しないことについて検証していると言えるか。	「3つが共存しないことを統合して検証するは」、大上段に構えすぎていた。また章の中で共存しないことを論証していない。したがって、「3つの価値観が国際社会においてどう衝突しているか、合意を巡る戦いを描きだすのが本章の狙い」とスケールダウンを図った。	
查読者F	163	我が国の問題を論じているが、文脈上不要ではないか。	不要である。日本における対応について記述した段落を削除した。	
查読者F	164	サイバーセキュリティのトリレンマが、CSIRTにどのように作用する と論じているのか。	CSIRTからは価値観がうつろっていること、グローバリゼーションの後退と国家主権の高まりが起きていることを論証しました。そのことがわかりやすいようp191のまとめに以下のように追記しました。 $\begin{bmatrix} 30$ 年に及ぶCSIRTの歴史からは、サイバー空間のトリレンマによって、民間組織が行政組織化していく流れが読み取れた。本論文の分析の枠組みに立ち返れば、これはグローバリゼーションの後退であり、国家主権の重要性が高まりを意味する。産業、技術などの大変動が生じたとき、それに見合った民間組織が形成され、さらにそれが国際組織・国家間レジームへ転化していくことはこれまでの歴史においてもみられたことである(Murphy 2000)。 CSIRTの行く末は、サイバー空間を支配する者は誰になるのかという大きな問題の一部分ともいえる。そしてそれは今日の社会における国家間レジームの有効性と切り離して考えられない問題である。」	

査読者	ページ	コメント	執筆者による対応	
查読者B	74	メドヴェージェフが米国のネット関連会社にポジティブな態度をとったことで、ロシアがポジティブという指摘があるが、それはメドヴェージェフのスタンドプレーで、ロシアの方針を示していない。	米国グローバルテックカンパニーにすり寄っているの主語が、必ずしもロシアでないことを含んだ表現に修正「メドベージェフ大統領(Dmirtry Medvedev: 肩書は当時のもの)はアップル社やツイッター社を訪問した様子を大々的に宣伝し、むしろテックカンパニーとの協力関係を深めようと努力してきたと見ることもできる」	
查読者B	73	ロシアがインターネットで鎖国に向かっているという項があり、にもかかわらず「ネット主権法」について記載が全くないことに違和感。	異なる名称で記述していた。p73の表現を微修正し、わかりやすくした。	
查読者F	全体	国際経済の仕組みをサイバーに応用することの妥当性。	p22の脚注16に国際経済学者の分析を追加。一方でこの点については根拠を示すことが難しく、p196に本研究の課題として記述を加えた。	
查読者F	33,51	ロドリックの世界経済の政治的トリレンマの原理がサイバーセキュリティ・ガバナンスにおいても当てはまることを論証していると言えるか。民主主義国家がサイバー空間においてグローバリゼーション、民主主義、国家主権を追求してきたことは論じられているが、3つは並立し得ないこと(ロドリックの原理がサイバー空間においても当てはまること)を前提に、1つを捨てるシナリオを選択しなければならないと論じているように読める。	本研究最大の課題と認識。p195-196で課題としてあげた。	
查読者B	64	例えばp.49の下から2行目などは、権威主義で良いと思うのですが、p.64の下から6行目はp.65の上から2行目などは、「情報支配国家」じゃないかなあと思いました。p.97にも権威主義のことが結構出てきます。両方が切り離せない以上、若干混乱するのは仕方ないと思いますが、そうだとすると、今一度権威主義の定義もしっかりやっておいた方がいいのかなと思いました。	コメント前半部は修正を行った。 権威主義について数段落で表現することは難しく、全体主義、民主主義などとの比較 で相対的に位置づけることになると思われる。個々に政治体制を論じていくと、本論 文のテーマから遠ざかってしまう。	
查読者F	93-94	情報支配国家の中には、中国とロシアのように大きな違いがあると論じているが、それならば、そもそもサイバー空間におけるアクターとして情報 支配国家というカテゴリーを立てた意義は何か。	情報支配国家には「サイバー空間における情報の自由な流通よりも、治安の維持や政治の安定が優先される。ゆえに国家や政府によるサイバー空間の管理の必要性を正当化されやすいという」共通点があると定義している。p93を全面的に書き換え、「情報支配国家と民主主義国家の立場の違いはサイバー空間の成熟と共に薄れていっている可能性があり、本研究が十分に明らかにできなかった課題である。」と追記。	
查読者B		中国、北朝鮮と比べてロシアの記述が少ないので、バランスが悪い	今後の課題として認識しているが、基礎データが少なく改善は厳しい。	